2 接続における適正な料金設定が行い得る仕組みの整備の勧告(平成14年 11月5日電委第115号)

(1) 経過

平成14年	
9月20日	総務大臣から、委員会に諮問(NTTドコモ等携帯電話
	事業者に対する利用者料金の設定に関する細目に係る
	裁定)。
11月 5日	委員会から、総務大臣への答申に併せて勧告(電委第1
	1 5号)。(⇒ (2))
12月19日	総合通信基盤局において、委員会勧告を踏まえ、「料金
	設定の在り方に関する研究会」を開催。
平成15年	
6月17日	同研究会報告書の公表。(⇒(3))
25日	総合通信基盤局において、「固定電話発携帯電話着の料
	金設定に関する方針」の策定・公表。(⇒(4))

(2) 勧告

総務大臣あて平成14年11月5日電委第115号(勧告に関する部分のみ抜粋)

答 申 書

平成14年9月20日付け諮問第3号をもって諮問された事案について、 審議の結果、下記のとおり答申する。なお、その理由は、別紙のとおりである。

記

- 1 NTTドコモ・グループに対する接続請求について (略)
- 2 接続通話に係る適正な料金設定について

本件は、接続通話に係る利用者料金をいずれの事業者が設定するかという個別事案であるが、問題の本質は、接続通話に係る料金の適正な設定の在り方にかかわるものである。そこで、総務大臣は、単に本件の個別事案を処理するにとどまらず、接続において適正な料金設定が行われるように合理的で透明性のある料金設定の仕組みを検討し、整備すべきである。

3 携帯電話事業者各社に対する中継系接続請求について (略)

別紙

第1 本件の経緯 (略)

第2 検討

- 1 NTTドコモ・グループに対する接続請求について (略)
- 2 接続通話に係る適正な料金設定について

利用者に対してエンド・ツー・エンド料金を設定した場合には、利用者から通算して収納した料金収入は、接続に関与する電気通信事業者間の接続協定において定められた「取得すべき金額(負担すべき額)」とその「残余の額」とに分配されることとなるが、それらの金額は、いずれも各電気通信事業者が提供する電気通信役務の料金としての性格を持つことになる。この限りにおいて、いわゆる「利用者料金設定権」をいずれの電気通信事業者に帰属させても利害関係の衝突は起きないはずであるが、実際には、利用者料金を設定する電気通信事業者の収益が、他の電気通信事業者に精算した「取得すべき金額」を控除した残額であるという点において、ブラックボックス化しやすく、とりわけ料金規制の緩和された現状にあっては、料金設定の合理性に疑念を生じさせやすい構造を有している。

実際にも、NTTドコモ・グループの標準的な利用者料金プランにおいては、NTT地域会社の設置する設備から携帯電話事業者の設置する設備に着信する通話の通話料が3分80円であり、このうちNTT地域会社に対して「取得すべき金額」として接続料約5円が支払われ、その残余の額の約75円が携帯電話事業者の収入となっている。ところが、携帯電話事業者相互間や携帯電話事業者と国際通信事業者との間の接続では、着信側の携帯電話事業者の「取得すべき金額」は接続料として約40円と設定され、この額が収入となっている。この約75円と約40円の間には著しい乖離があるのに、その合理性については納得のいく説明はなされていない。平成電電は、この点を問題視し、携帯電話事業者は、コストを接続料で回収すればよいのに不当な利益を独占していると主張している。これに対し、携帯電話事業者は、「料金設定権が固定事業者側に移れば、コスト回収や今後の事業展開に支障が生じる」との主張を行うのみである。

他方、総務大臣から示された裁定案においても、携帯電話事業者側が利用者料金設定権を有することが慣行であり、それを変更するまでの必要性は認められないと述べられているにとどまり、この慣行の合理性の説明が不足している。しかも、本件に関連し、平成電電とは別の電気通信事業者(ケーブル・アンド・ワイヤレス・アイディーシー株式会社)から電気通信事業法第96条の2の規定に基づく意見の申出がなされており、今や明解な料金設定の仕組みを構築することが喫緊の要請と考えられる。

確かに、本件は、接続通話に係る利用者料金をいずれの事業者が設定するかという個別事案ではあるが、その奥に、接続通話に係る料金の適正な設定の在り方全般の問題がある以上、総務大臣は、単に個別事案を処理するにとどまらず、接続における適正な料金設定が行い得る合理的で透明性のある仕組みを早急に整備することが必要と考える。

そこで、本件の答申に際し、この点を勧告として付加することとする。

- 3 携帯電話事業者各社に対する中継系接続請求について (略)
- (3)「料金設定の在り方に関する研究会」報告書(抜粋)

第5章 まとめ

- 本研究会の結論は、以下のとおりである。
- ① 固定電話発携帯電話着における中継接続については、まず選択中継を導入し、発側利用者が、呼ごとに事業者識別番号を付すことにより、中継事業者を選択した場合には、当該呼については中継事業者が料金設定をすること
- ② 発側利用者が、呼ごとに事業者識別番号を付さない場合には、これまで どおり携帯電話事業者の料金設定とすること
- ③ 現状においては、優先接続まで導入する必要性はないこと
- ④ (略)
- ・ 固定電話発携帯電話着の料金設定に関しては、今後、電気通信事業者から 総務大臣に裁定等の申請がなされた場合、この結論に従って裁定等を行うこ とが適当であり、総務省は、速やかに裁定等の方針を示すことが適当である と考えられる。
- ・ 今後、中継事業者(中略)のうち、携帯電話着信のサービスを実施したいと考える事業者と携帯電話事業者との間で、ルーチングの方法、課金方式、接続料等について、接続協議が行われると想定されるが、本研究会においては、当該接続協議において決定される事項のうち、料金設定の帰属についての考

え方を示したものである。関係事業者においては、必要な協議、システム改修等を行い、早期に接続が実現されることが望まれる。

(4)「固定電話発携帯電話着の料金設定に関する方針」(抜粋)

総務省は、昨年12月以降、「料金設定の在り方に関する研究会」を開催し、 固定電話発携帯電話着の通話のうち、中継接続(中略)の通話について、どの 事業者が利用者料金を設定すべきかについて、検討を行ってきた。

総務省は、当該研究会からの報告書を踏まえ、以下のとおり、固定電話発携 帯電話着の料金設定に関する方針を示すこととした。どの事業者が利用者料金 を設定するかについては、事業者間の協議によるものであるが、第一種電気通 信事業者の電気通信設備との接続に関し、当該協議が調わない場合、電気通信 事業者は、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第39条第3項に基づ き総務大臣の裁定を申請することができる。総務省においては、中継接続(中 略)の通話について、当該申請がなされた場合には、以下の考え方により、裁 定を行う。

1 中継接続について

中継接続に係る利用者料金の設定については、以下のとおりとする。

- (1) 発側利用者が、事業者識別番号「00XY」を現行のダイヤリングである「090-××××-×××」の前に呼ごとに付す(選択中継)ことにより、中継事業者を選択して通話した場合の呼については、中継事業者が利用者料金を設定する。
- (2) 発側利用者が、呼ごとに事業者識別番号を付さない場合の呼については、携帯電話事業者が利用者料金を設定する。
- (3) 関係事業者においては、速やかに事業者間協議を行い、中継接続を開始できるようにする。
- (4) ただし、平成16年度中に限り、経過措置として、例えば、携帯電話事業者が、自己の役務提供区間について、利用者料金を設定することを認める。 その場合の携帯電話事業者の利用者料金は、当該経過措置期間終了後に接続料化されることを前提とした水準とする。
- (5) 現状においては、まず選択中継を導入することとし、優先接続までは導入しない。

(以下 略)